



発行
東京都

目次

告示

- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………
- ……………（福祉保健局健康安全全部業務課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づき意見の概要……………（同）…

告示

● 東京都告示第六百六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に富山県富山市及び山口県山口市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和四年三月八日

● 東京都告示第六百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三條第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

二 指定する区間

三 指定の概要

都道亀戸葛西橋線

江東区東砂五丁目七十八番一地从先から
同区東砂六丁目七十七番一地从先まで

別図表示のとおり

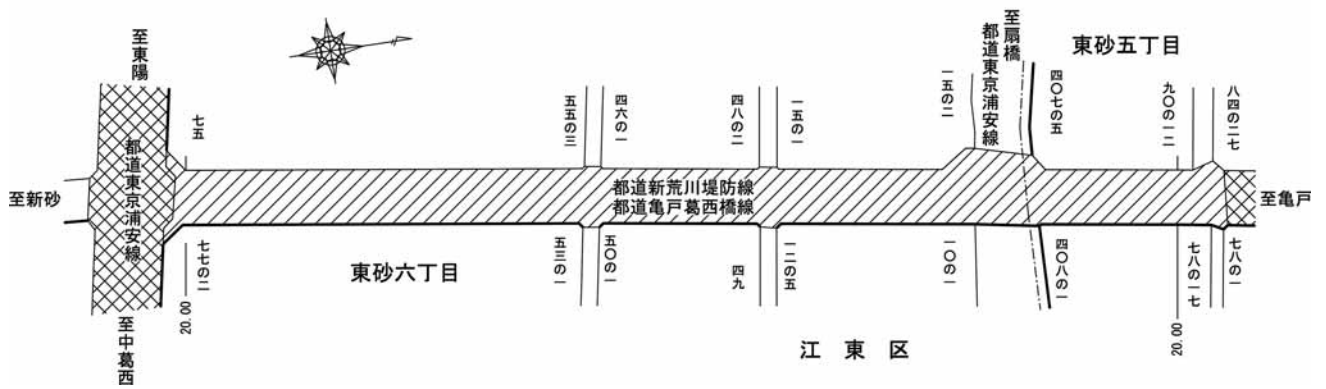
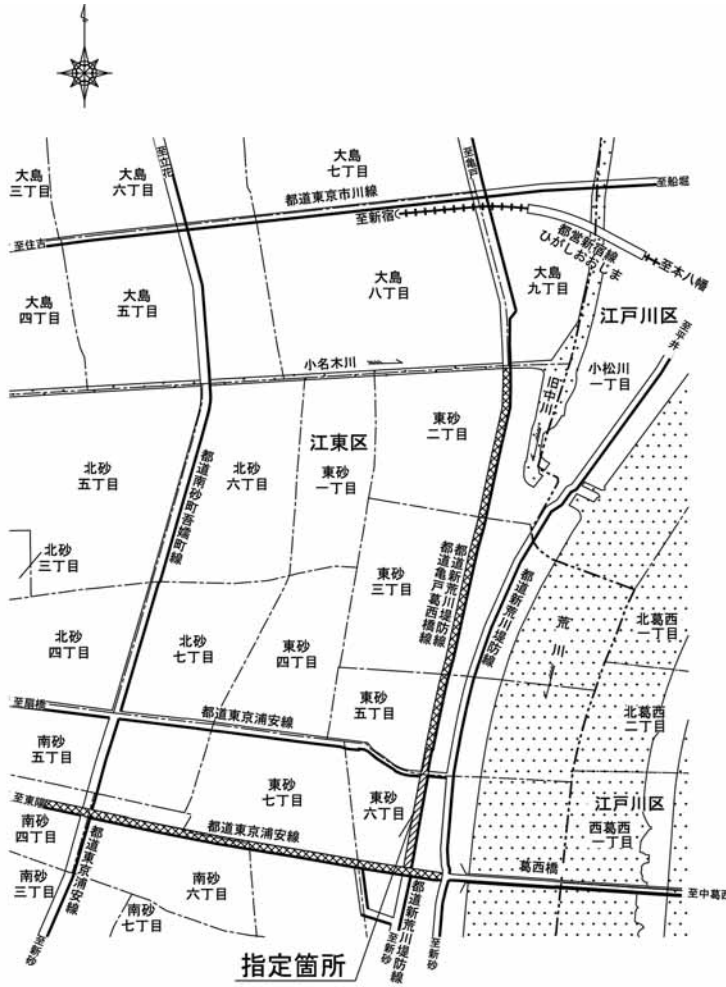
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道亀戸葛西橋線

江東区東砂五丁目～東砂六丁目

- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 三八九・〇九メートル
- 既指定区間

(電線共同溝予定名称 亀戸葛西橋・二号)



公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八條第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和四年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

令和四年七月十日（日曜日）

二 試験の種類及び時間

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から正午まで

(二) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

(三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験場所

早稲田大学早稲田キャンパス十六号館

新宿区西早稲田一丁目六番一号

予定する試験場所の定員を超えた場合等に、東京都内の他の場所で試験を実施することがある。

四 試験方法

(一) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

五 申請書類

(一) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規則（昭和二十六年東京都規則第二十三号。以下「規則」という。）別記第一号様式による。）

(二) 写真台帳（規則別記第二号様式に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

(三) 受験票（規則別記第三号様式による。）

(四) 受験票を送付するための封筒（角形二号（日本産業規格A列四番の大きさの書類が折らずに入る大きさ）のもので、百四十円分の郵便切手を貼付し、受験者の住所及び氏名を記入したもの）

六 試験手数料

一万二千九百円

七 申請書類の受付期間

郵送による受付のみとする。

令和四年五月六日（金曜日）から同月十九日（木曜日）（当日消印有効）まで

八 申請書類の受付場所

東京都福祉保健局健康安全部薬務課事業免許担当
郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号（東京都庁第一本庁舎三十階北側）

九 その他

(一) 詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課事業免

許担当に問い合わせること。

電話〇三（五三二〇）四五〇三

ホームページ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/shiken.html

(二) 試験案内及び受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課のホームページでダウンロードすること。

(三) 災害その他やむを得ない理由により試験を延期し、又は中止する場合は、その旨を東京都福祉保健局健康安全部薬務課のホームページに掲載する。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

町田山崎団地3-17号棟、3-18号棟、3-19号棟

二 店舗所在地

町田市山崎町字十六号二千百六十番地四

三 設置者名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

四 店舗面積の合計

が千平方メートル以下となる日

令和三年一月七日

一 店舗名

多摩ニュータウン第四住区近隣セン
ターマーケット

二 店舗所在地

多摩市聖ヶ丘二丁目二十二番地二ほ
か

三 設置者名

独立行政法人都市再生機構東日本賃
貸住宅本部

四 店舗面積の合計

が千平方メートル以下となる日

令和三年五月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地

渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名

サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者

渋谷区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和四年四月五日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年四月二十日から同年五月二十日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

